

(介護予防)福祉用具貸与重要事項説明書

令和 年 月 日

エス・エスホームケア株式会社福祉用具事業部は、重要事項を説明し同意を得ると共に(介護予防)福祉用具貸与の利用契約約款に従いサービスを提供いたします。

1.当社の概要

事業所名	エス・エスホームケア株式会社 福祉用具事業部
所在地	相模原市南区相模大野5-10-22 2階
介護保険指定番号	(介護予防)福祉用具貸与・(介護予防)福祉用具販売 1472611076
代表者及び管理者	代表者 蛭谷康一・管理者 宮川和也
連絡先	TEL 042(743)0594 代表
サービス提供地域	相模原市南区・相模原市中央区・相模原市緑区(津久井町・相模湖町・藤野町を除く)・町田市・座間市

2.事業所の職員体制等

職種	人員
管理者	管理者 1名
専門相談員	専門相談員 2名以上

3.営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8:30～午後5:30
休日	日曜・祝日・年末年始

4.利用者負担金

(1)介護保険適用がある場合は、料金表のサービス費の1割～3割(負担割合証記載の通り)が利用者負担金となります。(割合の変更があった際の再契約は省略いたします。)

(2)利用者負担金は、契約月の翌月27日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

(3)尚、契約の起算日が月の15日以前の場合については月額的全額を、16日以降の場合については月額の1/2の料金を請求させていただきます。解約の場合も同様に、月の15日以前の解約については月額の1/2を、16日以降の解約については1ヵ月分の料金を請求させていただきます。

(4)レンタル開始と終了が同じ月内に行われた場合のレンタル料金は1ヶ月分全額となります。

5.サービスの内容

(1)「福祉用具貸与」は、要介護者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。

(2)事業者は利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付、調整等を行います。

(3)事業者は、本契約期間中、下記に記載のある福祉用具を貸与します。

福祉用具 貸与一覧	①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助杖 ⑪認知症老人徘徊感知器 ⑫移動用リフト ⑬自動排泄処理装置
--------------	--

6.中途解約について

(1)利用者が福祉用具の全部又は一部の利用を中止する場合は、1週間前までに事業者にご連絡いただければ解約できます。

(2)解約日は原則として福祉用具を引き上げた日を解約日とします。但し、利用者が入院 など、契約を継続できない特別な事情が生じた場合には通知日をもって解約する事ができます。

7.相談窓口・苦情対応及び故障・事故等の緊急対応

(1)故障・事故等緊急時の対応

①事業者は、利用者に対する特定(介護予防)福祉用具貸与により事故が発生した場合には利用者と確認をとり、市町村、利用者の家族、居宅介護(介護予防)支援事業者に対して、連絡を行う等の必要な措置を講じます。

②事業者は、事業者の責により賠償すべき損害が発生した場合には速やかに対応します。

③事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとします。

(2)サービスに関する相談や苦情・緊急時については次の窓口で対応します。

エス・エスホームケア(株) 福祉用具事業部 担当者:	電話番号	042(743)0594
	FAX番号	042(743)3175
	対応時間	月～土 8:30～17:30

(3)市町村介護保険相談窓口においても、苦情申出等ができます。

- ・相模原市役所 高齢政策課 相模原市中央区富士見6-1-20 電話 042(707)7046 (代)
- ・座間市役所 介護保険課 座間市緑ヶ丘1-1-1 電話 046(255)1111 (代)
- ・町田市役所 介護保険課 町田市森野2-2-22 電話 042(722)3111 (代)
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連) 電話 045(329)3445 (代)
- ・東京都国民健康保険団体連合会 電話 03(6238)0011 (代)

8.虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知(1年に1回以上)
- (2)虐待の防止のための研修の定期的な実施(1年に1回以上)
- (3)虐待防止に関する責任者の選定 虐待防止に関する責任者 福祉用具事業部 管理者 宮川 和也

9.身体拘束の適正化について

- (1)事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- (2)事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3)事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知(1年に1回以上)
イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施(1年に1回以上)

10.福祉用具の貸与と販売の選択制について

- (1)事業者は専門職からの意見をもとに対象福祉用具の貸与もしくは販売の選択が可能である事を利用者に情報提供するものとします。
- (2)事業者は選択制対象福祉用具の平均利用日数を提示し貸与・販売どちらが適しているかの説明を行った上で協議します(約款参照)

利用契約の締結にあたり、下記の者が重要事項を説明し、書類の交付を行いました。

専門相談員の氏名

サービス契約の締結にあたり、下記のとおり説明を受け承諾し、書類の交付を受けました。

利用者の住所

利用者の氏名

代理人の住所

代理人の氏名

個人情報使用同意書

私の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意し、書類の交付を受けました。

使用する目的・範囲

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員、介護保険事業者、医療機関との連絡調整等において必要な場合。
納品、引上時の配送委託業者やメーカーとの連絡調整等において必要な場合。
介護保険上必要書類、介護保険に関連した情報提供書類を送付する場合。

使用する期間 介護保険サービス契約の有効期間に同じ

使用にあたっての条件

- (1)個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2)個人情報を使用した会議等を記録しておくこと。
- (3)利用者の要請に応じて記録を閲覧させ、又はその複写物を交付すること。

年 月 日

エス・エスホームケア株式会社 福祉用具事業部 御中

《利用者》

住所

氏名